速報！判例ナビ

☆今月の事例☆

旧日本債券信用銀行の決算処理における貸出金の査定が違法とはいえないとして虚偽記載有価証券報告書提出罪の成立が否定された事例（東京高判平23.8.30）

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所　弁護士　髙橋　玄

1st Step　事案の概要

旧日本債券信用銀行（以下，「日債銀」という）の首脳陣であった被告人らは，平成10年3月期の決算において，巨額の不良債権を隠蔽するため，その額を過少に積算した内容虚偽の有価証券報告書を作成・提出したという証券取引法違反（虚偽記載有価証券報告書提出罪）で起訴された。

本件においては，日債銀の融資先であるノンバンク等に対する貸出金について，回収不能と判断して償却・引当の処理を行うことの要否が問われた。具体的には，上記決算前の平成9年7月31日に決算経理基準が改正されていたことから，当該会計処理の総則規定としての旧商法32条2項における「公正ナル会計慣行」の解釈が争点となった。

第一審（東京地判平16.5.28）および差戻前控訴審（東京高判平19.3.14）は，改正後の決算経理基準が唯一の基準となっており，「公正ナル会計慣行」に基づかない会計処理を行ったとして被告人らを有罪とした。しかし，差戻前上告審（最判平21.12.7）は，当時の会計処理においては，改正前の税法基準に基づく会計処理も許容されていたと判断し，日債銀の貸出金が実際に回収不能であると評価すべきものかどうか等の点についてさらなる審理，判断が必要であるとして，東京高裁に本件を差し戻した。

2nd Step　判　旨

本判決は，差戻前上告審において，改正後の決算経理基準は本件当時にはいまだ解釈の幅があり，従来の税法基準の考え方による処理を排除しておらず，それまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって支援先等に対する貸出金についての資産査定を行うことも許容されていたとの判断がなされたことを受け，日債銀が平成10年3月期において行った貸出金の償却および引当処理を，税法基準の考え方に沿って再度精査した。

本判決は，日債銀の各取引先につき，従来の税法基準の考え方の下で支援先に対する貸出金の償却または引当処理を義務付ける「事業好転の見通しがない」場合に該当するかどうかを検討している。そして，各取引先につき，事業化計画が少しずつは進捗していたこと，整理・清算を念頭に置きつつも損失を拡大させない限度で事業化を図っていたこと等を根拠に，経営陣の経営判断を尊重し，いずれの取引先についても，「事業好転の見通しがない」取引先には該当していなかった可能性が認められるとし，有価証券報告書の虚偽記載の前提となる，貸出金の償却または引当の不足額の存在につき，犯罪の証明がないものと判断した。

3rd Step　実務の視点

差戻前上告審判決は，旧日本長期信用銀行首脳陣に対する無罪判決（最判平20.7.18刑集62巻7号2101頁。以下，「旧長銀判決」という）とともに，改正後の決算経理基準が唯一の「公正ナル会計基準」でないという判断を前提に，税法基準による処理を肯定した点において注目されたが，本判決は，旧長銀判決と異なり，貸出先のノンバンクが独立系であったにもかかわらず，旧長銀判決と同様に無罪の判断を行った点において一定の意義が認められよう。すなわち，税法基準の下で母体行主義の考え方を適用すると，支援が必要な関連ノンバンクは類型的に「事業好転の見通しがない」とはいえないと判断されるところ，本判決では，独立系ノンバンクへの支援についても同様の結論が導かれた。

本判決は，旧商法および証券取引法下での会計処理に関する解釈を行うものに過ぎないが，同種の規定は会社法および金融商品取引法にも引き継がれていることから，差戻前上告審判決の判断と相俟って，同種事案の解釈指針として重要な意義を有すると考えられる。特に，国際会計基準（IFRS）の強制適用が今後進められた場合，会計基準の移行期には日本基準と国際会計基準の適用との狭間において類似の問題が生じうるため，本判決の射程については，注視する必要があろう。